

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九條第一項の規定によつて、次の区域を特別保護地区に指定しようとするので、同條第四項において準用する同法第二十八條第四項の規定によつて、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を平成二十八年六月二十三日までの間、縦覧に供する。

なお、当該区域の住民及び利害関係人は、当該指針案について、縦覧期間満了の日までに広島県知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年六月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 特別保護地区の名称

苅尾鳥獣保護区苅尾特別保護地区

二 特別保護地区の区域

山県郡北広島町地内の太田川森林計画区北広島町（芸北）九林班の区域のうち、西中国山地国定公園特別保護地区（昭和四十四年厚生省告示第六号）に指定されている区域一円

三 特別保護地区の存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針案

1 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

2 特別保護地区の指定目的

当該特別保護地区は、西中国山地国定公園内にあり、ブナの原生林の中で野生鳥獣が数多く生息しているため、特別保護地区に指定し、これらの野生鳥獣の生息環境の保全を図る。

3 管理方針

・区域内の生息環境の把握に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう配慮する。

・特別保護地区においては一定の行為が制限されるが、不要許可行為を別に定める。
・農林業等被害及び人身事故防止のため有害鳥獣捕獲については、実情を十分に考慮し適切に対応する。

五 前各号に掲げる事項の縦覧場所

広島県環境県民局自然環境課及び西部農林水産事務所林務第一課内にて縦覧する。

一 特別保護地区の名称

もみのき森林公園鳥獣保護区もみのき森林公園特別保護地区

二 特別保護地区の区域

廿日市市吉和地内のみものき森林公園の区域のうち、公園センター地区内の管理宿泊施設、運動施設、休養施設及び付帯施設の地区並びに家族旅行村地区内の管理施設、野営施設、運動施設、民俗資料館及び付帯施設の地区を除く区域一円

三 特別保護地区の存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針案

1 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

2 特別保護地区の指定目的

鳥獣の捕獲を禁止し、その安定した生息を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全し、管理及び整備することにより、鳥獣の保護繁殖を図る。

3 管理方針

・区域内の生息環境の把握に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう配慮する。

・特別保護地区においては一定の行為が制限されるが、不要許可行為を別に定める。
・農林業等被害及び人身事故防止のため有害鳥獣捕獲については、実情を十分に考慮し適切に対応する。

五 前各号に掲げる事項の縦覧場所

広島県環境県民局自然環境課及び西部農林水産事務所林務第一課内にて縦覧する。

一 特別保護地区の名称

比婆山鳥獣保護区比婆山特別保護地区

二 特別保護地区の区域

庄原市西城町地内の広島県と島根県の行政界と歩道出雲峠線との交点を起点として、同所から同歩道を南東方に進み県有地界（県営林界）との交点に至り、同所から同地界を南方に進み、更に東方に進み展望園地に至り、同所から備北森林計画二六二林班と二六三林班との境界を西方に進み六ノ原川左岸との交点に至り、同所から同左岸を南東方に進み県有地界との交点に至り、同所から同地界を南方に進み、更に西方に進み庄原市西城町と同市比和町の行政界との交点に至り、同所から同行政界を北方に進み、広島県と島根県の行政界との交点に至り、同所から広島県と島根県の行政界を北東方に進み起点に至る線に囲まれた区域

三 特別保護地区の存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針案

1 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

2 特別保護地区の指定目的

当該区域は、比婆道後帝釈国定公園内にあつて、様々な落葉広葉樹の原生林があり、多種多様な野生鳥獣の生息地となっているため、特別保護地区に指定し、生息環境の保全を図る。

3 管理方針

- ・ 区域内の生息環境の把握に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう配慮する。
- ・ 特別保護地区においては一定の行為が制限されるが、不要許可行為を別に定める。
- ・ 農林業等被害及び人身事故防止のため有害鳥獣捕獲については、実情を十分に考慮し適切に対応する。

五 前各号に掲げる事項の縦覧場所

広島県環境県民局自然環境課及び北部農林水産事務所林務第一課内にて縦覧する。